

小中学校の雨漏り、トイレ改修等補助条例の提案について

2026年9月28日

日本共産党東京都議会議員団

都内の小中学校の校舎は、約6割が築50年を超えています。築40年以上でみると8割以上（82％）に上り、施設の維持管理が課題となっています。各区市町村では計画を策定してとりくんでいるものの、実施が追いつかない場合も少なくありません。

子どもたちや保護者、学校関係者から、「雨漏りが何年も直らず、バケツを置いている」「壁のひび割れから水が染み出してくる」「トイレが臭くて廊下まで漂って来る」などの声が届いています。トイレの便器は洋式化したものの排水管や床は手つかずで、個室や手洗いに「使用禁止」の貼り紙がされている学校もあります。

「衛生上も問題がある。すぐに修繕すべきものが、学校だと放置されても許されるのはなぜなのか。」との声があがっています。

施設の老朽化をきっかけに、コストがかかると、学校プールの廃止や学校統廃合の方針がつけられることも珍しくありません。物価高騰もこれらに拍車をかけています。

東京都は現在、小中学校の体育館・特別教室のエアコン設置、普通教室のエアコン更新、トイレの便器の洋式化などに補助をしていますが、子どもたちにより良い教育環境を保障するために、支援の拡充が求められています。

これらのことから、日本共産党都議団は、小中学校の雨漏りやトイレ改修などをはじめとした学校施設整備に都が補助する条例を提案するものです。

条例案の概要

1、名 称

東京都区市町村立小中学校等の施設整備を支援する条例

2、補助対象

区市町村立小中学校、特別支援学校の施設

3、補助の内容

（1）校舎や体育館の雨漏りの改修

- ・ 早急に改修（屋上防水や外壁改修）できるよう国庫補助に上乘せ
- ・ 築40年以上の校舎（国庫補助の対象外）には都独自に補助

(2) きれいで明るいトイレへの改修

- ・排水管や床、壁面、手洗い、照明などの単独改修にも国庫補助に上乗せ
- ・400万円未満の工事（国庫補助の対象外）は都独自に補助

(3) 学校プールの新築・改築、改修

- ・早急に改築や屋根の設置ができるよう国庫補助に上乗せ
- ・プールの改修（国制度がない）には都独自に補助

(4) 学校統廃合しない場合の大規模改修など

- ・学校統廃合した場合と同じ補助率になるよう、国庫補助に上乗せ

(5) 少人数学級のための教室確保（増築）

- ・30人学級など少人数学級を見越した教室整備に都独自に補助

※ 国庫補助(補助率3分の1)のあるものは合わせて2分の1補助になるようにする。

※ 国庫補助のないものは、都独自に2分の1補助をする。

以 上

【対応が必要な施設の例】



黒板の前の雨漏りにより、授業に使うモニター等が置けない状況。(2026 年 9 月)



不具合による使用禁止の便器が並び、床のタイルや排水口から臭いが立ち上る。(2026 年 6 月)